

委託事業場の事業主様へ

一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表の作成・記入について

令和5年度の年度更新に係る一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表の作成・記入にあたり、下記にご留意くださるようお願いいたします。

記

1 令和4年度中（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に終了した、請負金額が1億8千万円未満（消費税抜き）の元請工事のみ記入対象となります。平成27年3月31日以前に開始された工事は1億9千万円未満（消費税込み）。対象年度中に元請工事がなければ作成は不要です。

2 一括有期事業報告書の記入方法について

- 一括有期事業総括表に記載されている「事業（工事）の種類」ごとに分ける。
- 一括有期事業総括表に記載されている「事業開始時期」ごとに請負金額を集計する。

ただし、請負金額については、工事開始日に応じた消費税の扱い及び暫定措置の適用の有無により算出します。（以下の「報告書に記入する請負金額を算出するための早見表」を参照）

一括有期事業総括表に記載されている「事業開始時期」 ※下記期間に応じて労務費率・保険料率が設定されています。	工事開始日 ※下記の期間に応じて右①と②を基に請負金額を算出します。	① 請負金額の消費税の扱い	② 暫定措置の適用の有無 ※消費税8%を5%と見なす措置
平成27年3月31日以前のもの	A:平成25年9月30日以前	消費税（5%）相当額を <u>含む</u>	なし
	B:平成25年10月1日～平成27年3月31日	消費税（8%）相当額を <u>含む</u>	あり <u>請負金額に105/108を乗じる</u>
平成30年3月31日以前のもの	C:平成27年4月1日以降	消費税相当額を <u>含まない</u>	なし
平成30年4月1日以降のもの			

(3) 上記(2)で集計された請負金額に事業開始時期に応じた労務費率を乗じて賃金総額を算出する。（賃金総額の算出方法については、工事開始日に応じて以下のとおりとなります。）

A：賃金総額＝消費税込み請負金額×労務費率

B：賃金総額＝消費税込み請負金額×暫定措置 105/108×労務費率

C：賃金総額＝消費税抜き請負金額×労務費率

3 上記2で事業開始時期ごとに算出された請負金額と賃金総額を一括有期事業総括表に転記し、事業開始時期に応じた保険料率・一般拠出金率を乗じて労災保険料額・一般拠出金額を算出します。

4 用紙は2枚複写（提出用・事業主控）となっており、委託されている労働保険事務組合へ2枚とも提出をお願いいたします。

この3部は確定保険料申告の際に記載し、正、副を提出する。

記入例1

様式第7号(第34条関係) (甲)

労働保険 一括有期事業報告書 (建設の事業)

事業
主控

太枠部分①～④は一括有期事業総括表に転記する金額

労働保険番号	府 県			所 掌			基 幹 番 号					枝 番 号		
	1	3		1	0	1	9	0	0	0	0	5	0	0
事業の名称	事業場の所在地			事業の期間			① 請 負 金 額 の 内 訳				②	③		
							請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負代金	労務 費率	賃金総額		
〇〇邸新築工事	〇〇区〇〇 〇-〇-〇			30年 3月 16日から 4年 4月 15日まで			円	円	円	円		円		
(平成30年3月31日以前工事開始分)	(小計)									151,700,000	23%	34,891,000		
××駅前第三ビル新築工事に伴う 大型ガラス板設置工事	〇〇区〇〇 〇-〇-〇			3年 12月 11日から 4年 5月 10日まで			8,000,000			8,000,000	23%	1,840,000		
△△センター新設に伴う 冷暖房設備設置工事	〇〇市〇〇 〇-〇-〇			4年 2月 21日から 4年 6月 20日まで			6,000,000			6,000,000	23%	1,380,000		
(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)									14,000,000		3,220,000		
事業の種類	35 建築事業(既設建築物設備工事業を除く)									30,200,000		6,946,000		

「事業開始時期」ごとに分ける

「事業の種類」ごとに分ける

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

<地域要件の廃止について>

工事開始日が平成31年3月31日以前の工事に関しては、定められた地域の範囲外の工事は記入できない。(例:記入例の35業種)

工事開始日が平成31年4月1日以降の工事に関しては、地域要件が廃止されたため、どの地域の工事も記入できる。(例:記入例の38業種)

<賃金総額を労務費率を用いて算出する場合>

工事開始日が平成27年4月1日以降の工事に関しては、消費税抜きの請負金額に事業開始時期に応じた労務費率を乗じて算出する。

記入例2

事業
主控

様式第7号(第34条関係) (甲) [別紙]

労働保険番号	府 県		所 掌		管 轄		基 幹 番 号					枝 番 号		2 枚のうち 2 枚目		
	1	3	1	0	1	9	0	0	0	0	5	0	0	1		
事業の名称	事業場の所在地		事業の期間			① 請 負 金 額 の 内 訳				② 労務比率	③ 賃 金 総 額					
						請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負代金							
□□ターミナルビル給排水管更新工事	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇		4年	6月	1日	から	4年	8月	15日	まで	5,000,000			5,000,000	23%	1,150,000
◇◇(株)電灯設備交換工事 外29件	〇〇市〇〇 〇-〇-〇 外		4年	4月	10日	から	5年	3月	15日	まで	22,500,000			22,500,000	23%	5,175,000
(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)		年	月	日	から	年	月	日	まで				⑤ 27,500,000		⑥ 6,325,000
			年	月	日	から	年	月	日	まで						
			年	月	日	から	年	月	日	まで						
			年	月	日	から	年	月	日	まで						
			年	月	日	から	年	月	日	まで						
			年	月	日	から	年	月	日	まで						
			年	月	日	から	年	月	日	まで						
			年	月	日	から	年	月	日	まで						
事業の種類	38 既設建築物設備工事業													27,500,000		6,325,000

500万円未満の工事は「事業の種類」ごとにまとめて記入できる。

太枠部分⑤・⑥は一括有期事業総括表に転記する金額

＜地域要件の廃止について＞
 工事開始日が平成31年3月31日以前の工事に関しては、定められた地域の範囲外の工事は記入できない。(例: 記入例の35業種)
 工事開始日が平成31年4月1日以降の工事に関しては、地域要件が廃止されたため、どの地域の工事も記入できる。(例: 記入例の38業種)

「事業の種類」ごとに分ける

労働保険等
4年度一括有期事業総括表（建設の事業）

この3部は確定保険料申告の際に記載し、正、副を提出する。

事業主 主控

一括有期事業報告書 2 枚添付

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率 (%)	賃金総額	保険料率(1000分の)		保険料額
						基準料率	メリット料率	
31	水力発電施設、 ずい道等新設事業	平成27年3月31日 以前のもの		18		89		
		平成30年3月31日 以前のもの		19		79		
		平成30年4月1日 以降のもの				62		
32	道路新設事業	平成27年3月31日 以前のもの		20		16		
		平成30年3月31日 以前のもの		19		11		
		平成30年4月1日 以降のもの						
33	舗装工事業	平成27年3月31日 以前のもの		18		10		
		平成30年3月31日 以前のもの				9		
		平成30年4月1日 以降のもの		17				
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日 以前のもの		23		17		
		平成30年3月31日 以前のもの						
		平成30年4月1日 以降のもの		23		9		
35	建築事業	平成27年3月31日 以前のもの		21		13		
		平成30年3月31日 以前のもの	151,700,000 ①	23	34,891 ②	11	383,801	
		平成30年4月1日 以降のもの	14,000,000 ③		3,220 ④	9.5	30,590	
38	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日 以前のもの		22		15		
		平成30年3月31日 以前のもの		23		12		
		平成30年4月1日 以降のもの	27,500,000 ⑤		6,325 ⑥		75,900	
36	機械装置の組立て 又は据付けの事業	平成27年3月31日 以前のもの		38		7.5		
		平成30年3月31日 以前のもの		40				
		平成30年4月1日 以降のもの		38		6.5		
	その他のもの	平成27年3月31日 以前のもの		21		7.5		
		平成30年3月31日 以前のもの		22				
		平成30年4月1日 以降のもの		21		6.5		
37	その他の建設事業	平成27年3月31日 以前のもの		23		19		
		平成30年3月31日 以前のもの						
		平成30年4月1日 以降のもの		24		15		
合計					①			
					A 44,436			B 490,291
					② (①を除いた合計)	③ 一般拠出金率		一般拠出金額 (②×③)
					C 44,436 千円	1000分の 0.02		D 888 円

太枠は一括有期事業報告書より転記された金額

二重枠のA~Dは申告書内訳に転記する金額

注 4 3 2 1
一括有期事業報告書（様式第7号（甲））に記載した事業（工事）を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。
前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入のうえ、確定保険料を計算すること。
一般拠出金とは、石綿による健康被害の救済に関する法律第三十五条第一項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する拠出金を指す。
一般拠出金は、事業（工事）開始時期が平成十九年四月一日以降すべての事業（工事）を徴収対象とする。

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

郵便番号 (〇〇〇 - 〇〇〇〇)
電話番号 (〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇)

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

住所 〇〇区〇〇 〇-〇-〇

事業主

氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

東京 労働局 労働保険特別会計歳入徴収官 殿

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号